

⑦ 豊臣秀吉朱印状

〔天正一三年（一五八五）

荒尾次郎作（隆重）

宛〕

犬山在候船くさり
事、加藤作内
令相談、岐阜迄
持遣、池田三左衛門尉二
可相渡候、尚委細
作内可申候也、

三月朔日 秀吉（朱印）

荒尾次郎作殿

読み

犬山にあり候船くさりの事、加藤作内相談せしめ、岐阜迄持ち遣わし、池田三左衛門尉ニ相渡すべき候、尚委細は作内申すべき候也、

三月朔日 秀吉(朱印)

荒尾次郎作殿

内容

犬山にある船鎖について加藤作内(犬山城主の加藤光泰)と相談し、岐阜まで運送し、池田三左衛門尉(池田輝政・当時の岐阜城主)に渡しなさい。なお詳しくは加藤作内が申します。

「船鎖」とは船をつないで舟橋にするための鎖ではないかと思われるが、詳しくはわかりません。これに関連する別の史料から、この後近江へ、さらに越前まで運ばれることになっていたようです。荒尾次郎作(隆重)は、信長の家臣池田氏の家老として仕えた人物です。なお、秀吉はこの年の九月、豊臣の姓を受けます。

